

平成27年3月2日

債権者 各位

大阪地方裁判所第6民事部大型事件係

通 知 書

破産者株式会社クラヴィス（大阪市都島区東野田町二丁目8番8号）に対する当庁平成24年（フ）第3650号破産事件について、平成27年3月2日、下記のとおり定められましたので通知します。

記

先に定めた破産債権の一般調査期間を、平成27年4月13日から平成27年4月20日までに変更する。